

2003

No.34
平成15年6月

か ね うち

広報

特集
もっと身近にボランティア



プール開き(6/6)
東谷小学校



もつと身近に

ボランティア

最近では、テレビでもCMが流れるなど社会的にも関心が高まってきて、活動の輪が広がっている「ボランティア」。

一言で「ボランティア」といってもその意味は様々です。辞書を引いてみると「社会事業のために、自主的な労力や技術を無料で提供する人」となっていますが「社会事業のために」などと聞くと「どうも身近に感じない」「自分には難しい」と思いがちではないでしょうか？



しかし、肩肘張って特別な活動をするのが「ボランティア」ではないはず。普段着のまま、身近なところで自分でも気付かないうちに行っていることだってあります。

必要なのは、相手の立場にたつたちよつとした思いやり。お互い喜び合えたら、それこそがボランティア。あなたも「何かボランティアを…」と考えるだけでなく、さらにもう一歩踏み出してみませんか？



パンジー、菜の花、ヒマワリに葉牡丹：みなさんも路側帯に植えられた季節を彩る様々な花を一度はご覧になったのではないでしょう。これらの花々は花づくりボランティアの皆さんが、丹精こめて世話をしたものです。平成5年から活動しているこのグループは現在21名、代表者の高須賀久子さんにお話を伺いました。

「この花づくりボランティアに入ったきっかけは、近所のお友達に勧められたことです。それまでもいくつかのグループでボランティア活動をしていましたが、気持ちと時間に余裕ができて、さらに興味のある花づくりをしてみたくなりました。」

今でも3つのグループに所属し、様々なボランティア活動に参加している高須賀さんですが、この花



高須賀 久子さん

花づくりボランティア



づくりボランティアについては、花をとおして道行く人の心を和ませることができた時に幸せを感じると言います。

「花づくりの作業は、季節ごとに種植え、花植え、水やり、肥えやりと休むひまがありません。しかも町内に8箇所ほどある花壇を管理するのは大変ですが、これからは人々に喜んでもらえるような花づくりの輪を広げていきたい。」

花づくりボランティアの皆さんのあたたかい気持ちは、きっと花を見る人の心に届くことでしょう。

ボランティア友の会

ボランティア友の会は、昭和59年に結成され、現在は17名で活動しています。当初は、一人暮らしの高齢者の家屋の修理などをしていましたが、ここ数年は、毎週水曜日に給食ボランティアの皆さんが作ったふれあい給食の配送をする活動に変わってきました。

配送の行われる当日、滑川地区を担当する会員の鈴木肇さんに同行しました。

「温かいお弁当と一緒に、みんなの真心もお届けしたい。いつも楽しみにして待っていてくれる人の笑顔を見ると、こっちが元気になれる。」



渡部 昌彦さん

滑川の細くて急な坂道を回りながら、お馴染みさんにひとり一人お弁当を手渡しする鈴木さんの笑顔を見て、こちらも元気を分けてもらいました。

ボランティア友の会の代表を務める渡部昌彦さんによると

「ボランティアのニーズも時代によって様々で、変化してきている。ボランティア友の会の活動も始まった頃とは変わってきたが、これからも人の役に立てることは何かとアンテナを張りながら、さらに活動の分野を広げていきたい。また、一人でも多くの人にボランティアの素晴らしさを知ってもらい参加して欲しい。」

女性の参加が多いボランティアグループの中で、男性が主体のこのグループの存在は貴重です。

理容ボランティア

「人生勉強になります。」

取材当日は、滑川の一人暮らしのお年寄りの髪を切ってきたところで目を輝かせながら答えてくれたのは理容ボランティアの代表を務める渡部キミエさん。

自分たちのもつ理容の技術を生かして誰かの役に立ちたいとの呼びかけに町内の理髪店が立ち上がったのは昭和56年の春。それ以来、毎年2回の散髪のボランティアを続けてきました。

「長く続いてきたのは、自分たちが負担を感じることなく、できることをしようという気持ちがあったから。」

もっとボランティアの回数を増やしてみてもいいという意見もあったようですが、今となっては細く長く続けることを選んでよかったですと感じているそうです。



渡部 キミエさん



「二人暮らしの高齢者や障害のある方の自宅を訪れることが多いボランティアでは、野外で散髪をすることも多く、普段の仕事では味わえない新鮮さや人とのふれあいにやりがいを感じます。」

散髪が終わったあとは、お茶を飲みながら会話して、人それぞれの生き様や人生に感動し、元気をもらうこともしばしばだとか。理容ボランティアを楽しむに待たれてくれている人のために、これからもずっと続けていきたいと希望を語ってくれました。

ふつからパン教室は、毎月パン作りの好きな人が集まって、いろいろなパン作りを楽しむ趣味のグループでしたが、平成11年から出来たてほかほかのパンを町内の施設へプレゼントするボランティアを始めました。

「きっかけは、パン作りの指導をしてくださる鎌田先生の“せっかく作ったパンをもっと多くの人に喜んでもらえるようにしてみたら”という一言からです。」

高須賀三喜さんは、今年の4月にこの会の代表になりました。



「パンをプレゼントする時は、前日から材料の準備をして、当日は朝早くからパンを作ります。いろんなことがありますが、できたてのパンをありがたうの一言でがんばれますよ。」

あんパンとメロンパンをセットにして多いときには、200個以上ものパンを作ることもあるようですが、喜んでくれる人の笑顔、そしてなによりおいしく食べてくれる人がいるからこそ、やりがいが生まれるのでしょう。

「私達のボランティアはまだ始まったばかり。これからも自分たちがパン作りを楽しみながら、私達のパンを心待ちにしてくれる人のために無理せずマイペースで続けていきたい。」

パン作りの楽しさを話す高須賀さんは、生き生きとして輝いていました。



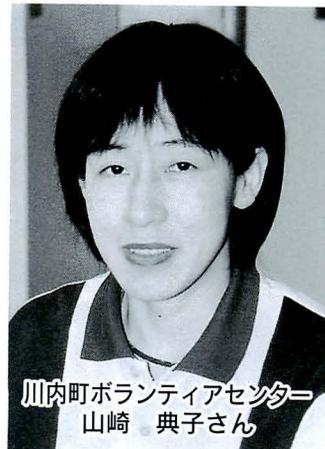
高須賀 三喜さん

ふつからパン教室

誰もが持つ優しさ、ふれあいの心、そんな皆さんの思いやりをほんの少し分けて下さい。

川内町ボランティアセンターです。

川内町社会福祉協議会内 Tel 966-6660



川内町ボランティアセンター
山崎 典子さん

広げようボランティアの輪

～このほかの町内ボランティアグループを紹介します～

川内町ともしび会	施設で家事等の手伝い・公園清掃・愛の 一筆運動
共同募金奉仕協力 ボランティア	町内の企業募金依頼活動(10月1日～ 12月31日)
川内町V.Y.S	各地域の子供会やわんぱく教室でのレ クゲーム指導
介護ボランティア 友の会	在宅高齢者、施設入所者との健康相談を 交えた交流会や催し物等の救護班担当
婦人会ふれあい 花の会	町内の道沿いに花いっぱい運動を展開 ポカシ作り・EM醗酵液作りの実施
給食ボランティア	一人暮らしの高齢者、虚弱高齢者等へ配布 するお弁当を、毎週水曜日の午前中に調理
手作りパン そばの実	グループで手作りパンを作って、一人暮 らしの高齢者へ配布
川内町母子福祉会	施設で家事手伝いや車椅子磨き
朗読ボランティア	広報かわうち、社協だよりの朗読を行い、テー プに録音し、視覚障害者や福祉施設等へ配布
さくら山行会	ボランティア登山を行い、登山道の除草・ ごみ拾い等を行う
ラブ・イン・ザ・メロウ	学校、福祉施設等での演奏活動の実施
藤 幸 会	福祉施設やボランティア行事での舞踊 の披露や指導
HATACHIの会	施設で食事介助や外出介助等の実施や レクリエーションの指導
川内町食生活改善 推進協議会	よい食生活を推進する活動
さくらコーラス	福祉施設等でのコーラス活動
教育友の会	小中学校や幼稚園、保育園等で教育・文 化の発展に寄与する活動
川内町婦人会	ポカシ作り・川をきれいにする運動・施 設訪問・愛のタオル一枚運動・あいさつ 運動等の実施
川内町老人クラブ 連 合 会	一人暮らしの高齢者宅、施設入所者への 友愛訪問活動
民生児童委員 協 議 会	地域福祉全般
手話サークルさくら	手話通訳の学習会や交流会等の実施
ハワイアン・フラ・ア イカーネ・ヨコナダ	福祉施設での行事に参加し、フラダンス を披露
精神保健ボラン ティアほのぼの	川内町デイケア「青空」の参加・サポート
希 望 の 館 ボランティア	手芸サークル、喫茶等、希望の館施設行 事の手伝い

人と人とのキャッチボール。人とのつながりを豊かにしていく。ボランティアは、様々な意味で広がっています。

国民のボランティア活動への参加状況は、平成12年10月から13年10月までの一年間で、3263万4000人と全国の10歳以上人口の28.9%を占め、5年前より3.6ポイントも上昇しているそうです。

川内町ボランティアセンターに登録している団体数も平成15年4月現在で26団体、延べ人数で1380人となっており、平成8年から比べると、約4.6倍にも増加しています。

ボランティアは、決して強制するべきものではありませんが、年々その需要は高まっており、活動するには人員がまだまだ不足しているのが現状です。

川内町ボランティアセンターでは、ボランティア登録を受け付けています。また、様々なボランティアグループのネットワーキングのサポートをしています。趣味や得意分野を生かしてあなたもボランティアしてみませんか。個人でもグループでも結構です。

誰もが持つ優しさ、ふれあいの心、そんな皆さんの思いやりをほんの少し分けて下さい。



高齢者の方の介護保険料が改定されました。



介護が必要な高齢者とその家族をみんなで支えていくための介護保険制度は、発足してから3年が経過しました。この間、当初予想された人数よりも、かなり多くの方がこの制度を利用しています。平成15年3月31日現在、川内町の介護保険制度における要介護認定者は455人で、このうち328人が介護サービスの提供を受けているのです。

今後は高齢化がより一層進むことから、介護を必要とする人は確実に増える予想されており、介護サービスの質や量の充実が求められています。このため今年の4月、65歳以上の方の保険料額が、介護サービスの費用の見込みに応じて見直されました。

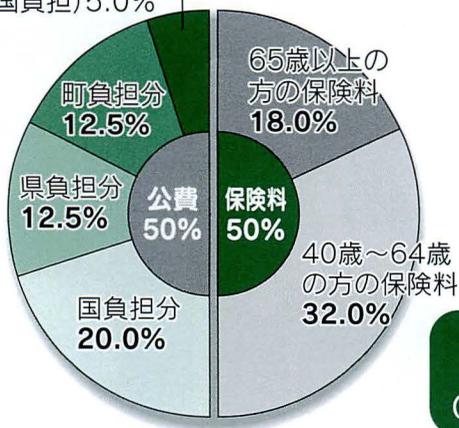
保険料のしくみ

介護保険では、介護をみんなで支えるため、高齢者の方も含め40歳以上のすべての方に、保険料を納めていただくことになっています。今年4月からの高齢者(65歳以上・1号被保険者)の介護保険料は、平成15年度から3年間に要する川内町の介護サービス費用の見込みをたてて、その18%に当たる金額を高齢者の人数で割った額で決定され、月額2,908円(平成12年度)〜平成14年度)から月額3,483円(平成15年度)〜平成17年度)と金額で575円、比率で19.7%の増加となりました。

■介護保険の財源割合

介護保険にかかる費用の半分を、皆さんの保険料でまかっています。

調整交付金
(国負担)5.0%



+

サービスの利用者負担
(原則として費用の1割)

保険料の額については、無理なくご負担いただけるよう、所得に応じた保険料を負担していただくこととなります。世帯に住民税が課税される方がいない場合などには、平均的な保険料額から軽減されることとなります。また、災害等により保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますので、窓口でご相談下さい。

改定後の所得に応じた平成15年度の保険料額 (単位:円)

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
生活保護を受給の方、老齢福祉年金受給の方(住民税世帯非課税)	世帯全員が住民税非課税の方	本人が住民税非課税の方	本人が住民税課税で合計所得金額200万円未満の方	本人が住民税課税で合計所得金額200万円以上の方
基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×1	基準額×1.25	基準額×1.5
20,900	31,300	41,800	52,300	62,700

保険料の納め方は特別徴収と普通徴収に分かれます



保険料の納め方には、年金からの天引き<特別徴収>と、口座振替又は納付書により役場に納付<普通徴収>していただく2つの方法があります。

年金からの天引き(特別徴収)

老齢・退職年金を年額18万円(月額1万5千円)以上受けている方
年金から保険料が天引きされます。特に手続きの必要はありません。

※老齢福祉年金、障害年金、遺族年金等天引きの対象とならない年金もあります。年度途中の転入者、今年3月以降に65歳になられる方も、今年度は特別徴収の対象者とはならず、普通徴収の対象者となります。

改定後の所得に応じた平成15年度の保険料額 (単位:円)

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
納期	年金支払日						
第1段階	2,900	2,900	2,900	4,200	4,000	4,000	20,900
第2段階	4,400	4,400	4,400	6,100	6,000	6,000	31,300
第3段階	5,800	5,800	5,800	8,200	8,100	8,100	41,800
第4段階	7,200	7,200	7,200	10,300	10,200	10,200	52,300
第5段階	8,700	8,700	8,700	12,200	12,200	12,200	62,700

※特別徴収の方の4・6・8月の保険料は仮徴収となり、基本的に前年度である2月の保険料と同額となります。そのため本徴収となる10月以降において保険料の調整を行うこととしています。

口座振替、納付書による納付(普通徴収)

老齢・退職年金が年額18万円(月額1万5千円)未満の方

納期毎に、口座振替又は納付書によって役場又は金融機関へ納めていただくこととなります。納め忘れのないよう、できるだけ口座振替の手続きをとっていただくようお願いいたします。

普通徴収の方の保険料納付例 (単位:円)

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	年額
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
納期	7/7	8/5	9/5	10/6	11/5	12/5	1/5	2/5	3/5	3/31	
第1段階	2,900	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	20,900
第2段階	3,400	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	31,300
第3段階	4,900	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	41,800
第4段階	5,500	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	52,300
第5段階	6,900	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	62,700

突然襲う土砂災害

身を守るのは早めの避難です。

一瞬にして人命や大切な財産を奪ってしまう土砂災害。毎年のように各地で大雨や集中豪雨による
がけ崩れや土石流などが発生し、多くの尊い人命や財産が失われています。自然の力は計り知れない
ものがありますが、日頃の対策しただけでは、災害を未然に、被害を最小限に抑えることができます。
「いざ」というときに備えて、家庭はもちろん、地域ぐるみで日頃から防災に対する正しい知識を身
につけましょう。

◆雨に注意していますか？

土砂災害の多くは雨が原因で起こります。長雨や大雨で危険だと思ったら、早めに避難することが大切です。1時間に20ミリ以上、または降り始めてから100ミリ以上の降雨量になったら十分な注意が必要です。

◆逃げ方を知っていますか？

土石流は速度が速いため、流れを背にして逃げるのでは追いつかれてしまいます。土砂の流れる方向に対して垂直に逃げるようにしましょう。

◆避難場所は決まっていますか？

ふだんから家族全員で避難場所や避難する道順を決めておきましょう。災害が起きるとき、家族全員が一緒にいるとは限りません。そんな時のためにもあらかじめ避難場所を決めておくことが大切です。

◆日頃から備えて起きたいものは？

いざというときのために災害の備えになります。是非ご用意ください。

○非常持ち出し袋：電灯、ラジオ、非常食、現金、通帳、救急用品、水、衣類など

○緊急連絡カード：自分の名前や住所、生年月日、血液型、家族との緊急連絡先などを記入したもの



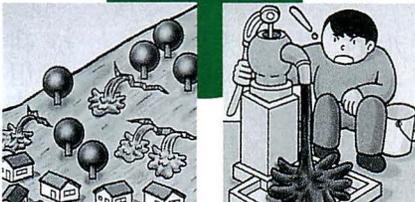
川内町 土砂災害危険区域図

土砂災害の前兆や土砂災害の発生に関する情報は役場建設課(Tel 966-3287)までご連絡ください。



土砂災害の前兆

地すべり



- ◆ 沢の井戸の水が濁る。
- ◆ 地面にひび割れができる。
- ◆ 斜面から水がふき出す。
- ◆ 家や擁壁に亀裂が入る。
- ◆ 家や擁壁、樹木や電柱が傾く。

土石流



- ◆ 山鳴りがする。
- ◆ 川の流れが急に濁り、流木が混ざり始める。
- ◆ 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。
- ◆ 腐った土の臭いがする。

がけ崩れ



- ◆ がけに割れ目が見える。
- ◆ がけから水が湧き出ている。
- ◆ がけから小石がぱらぱらと落ちてくる。
- ◆ がけから木の根が切れる音がある。

農地の転用には許可が必要です。



農地は農業をするうえで大切なものであり、私達の生活環境を保全する役割も果たしています。農地は、一度それ以外のものにされると元にもどすことが困難になるかけがえのないもの…。農地転用許可制度は、将来に向かって、優良な農地を確保できるよう、土地の合理的な利用を図りながら適正な農地の転用を行うための制度です。

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、つまり農地に区画や形状の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林など農地以外の用地に転換することをいいます。

農地は、私達が生きていうえで欠かせない食料の大切な生産基盤です。とくに、耕地面積が狭いうえ人口が多いわが国は、食料自給率も低く、優良な農地は大切に守っていく必要があります。また最近では農地の持つ国土や自然環境の保全機能の役割にも注目が集まっています。これらの理由から農地の転用には農地法で一定の規制がかけられています。

農地はすべてが転用許可の対象となつています。地目が農地であれば、耕作がされていなくても農地性（農地として活用できる状態）がある限り農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地とみなされます。

採草放牧地を売買して転用する場合も、許可が必要です（市街化区域内は届出になります）。しかし、採草放牧地の所有者が自ら転用する場合には許可は要りません。

農地を一時的な資材置場、作業員仮宿舍、砂利採取場などとして

利用する場合も転用となり、許可が必要です。

自己の農地の保全または利用上必要な施設（耕作用の道路、用排水路、土留工、防風林等）に転用する場合は、面積に関係なく許可は要りません。温室、畜舎、作業場等農業経営上必要な施設に転用する場合には、その面積が2アール（200平方メートル）未満であれば許可は要りませんが、書類の提出が必要です。

農地を転用したり、転用のために農地を売買等するときは、原則として農地転用許可を受けなければなりません。また、許可後において転用目的を変更する場合には、事業計画の変更等の手続きを行う必要があります。この許可を受けないで農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります（農地法第83条の2）。また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もありますのでご注意ください（農地法第92条）。



平成15年度

水田農業経営確立対策の

生産調整にご協力ください。

国では、昨年末「米政策改革大綱」を決定し、売れる米作りの徹底と水田を活用した大豆、園芸作物等の本作化を通じて安定した水田農業経営を確立するべく平成16年度から大転換を図ることとしています。また「平成15年産米の需給安定に向けた取組について」をとりまとめ、この中で平成15年度の実産調整規模については、平成14年度の実産調整目標面積に5万haが上乘せされ、全国で106万ha（かい廃分を控除した目標面積で102万ha）と決定しました。生産調整に対する目標面積拡大への取り組みは極めて厳しいものがありますが、米の需要と価格の安定を確保していくためには生産調整は重要な手段です。川内町では、行政・農業者団体が一体となって、計画的で円滑な生産調整を推進しますので、今後ともご理解とご協力をお願いします。

平成15年度の実産調整を実施している水田の現地確認を次の日程表のとおり実施しますので、農家の皆さんは次の点についてご協力をお願いします。

生産調整の方法

- ◆農事組合長（区長）より配布された確認票（カード）に、地番・面積・転作物名等をえんぴつ又はボールペンで記入し、現地確認日までに一筆ごとに設置してください。また、確認票は雨にぬれても大丈夫ですので、ビニール袋等には、入れないでください。

平成15年度(転作)	
水田農業経営確立対策確認票	
水田	地番 大字 字 番
面積	㎡
耕作者	住所氏名
転作物物名	
川 内 町	

- ◆生産調整実施水田の計画変更や追加がある場合は、農事組合長（区長）へお申し出のうえ、もれないように確認票を設置してください。
- ◆永年性作物等で植栽年数が経過した（果樹4年、しきみ3年、林地1年、施設1年等）転作田で、農事組合長（区長）に配布している現地確認票帳に、定着と記載されている水田につきましては、現地へ確認票を設置する必要はありません。ただし、変更があれば農事組合長（区長）に報告をお願いします。

生産調整の日程表

確認予定日	現地確認地区名	
	三内地区	川上地区
7月15日 (火)	問屋・日浦・相之谷 則之内・一ヶ谷 保免・和田丸 惣田谷下・滑川上	音田・三軒屋 鳥の子・原・横灘 西之側・上海上 下海上・八幡 曲里・吉久
7月16日 (水)	狩場・音田・土谷 徳吉・永野・井内西 井内下・滑川中 滑川下	添谷・椋皮・西組 宝泉・旦之上 猪之窪・西古市 東中村・齊院之木 森・北八幡・道向
7月17日 (木)	惣田谷上・井内上 井内中	上古市・下古市 竹之鼻・宮西 上之町・茶堂
7月18日 (金)		川筋・原沖・西中村 宮東・下之町 上砂・高木・板戸 山田・天神・市場 小坂・中之町・下沖

詳しくは、役場産業課までお問い合わせください TEL966-2227

川内町議会5月臨時議会報告

5月15日、改選後初となる川内町議会5月臨時議会が開催され、議長に三棟義博氏、副議長に黒河勝氏を選出しました。続いて各常任委員会委員などを決定、監査委員に酒井克雄氏を選任同意し、最後に専決処分を3件承認して閉会しました。

議会構成が決まりました

○議長 三棟 義博	○副議長 黒河 勝	○総務文教常任委員会 委員長 片山 益明 副委員長 細川 秀博 委員 三棟 義博 佐伯 文夫 菅野 隆夫 東野 一夫	○保健福祉常任委員会 委員長 野中 明誠 副委員長 二神 誠明 委員 田井 國男 黒河 勝一 森 真一	○産業建設常任委員会 委員長 渡部 伸二 副委員長 白戸 克寧 酒井 克雄 篠森 清一 江戸 克仁	○議会運営委員会 委員長 酒井 克雄 副委員長 黒河 勝 委員 片山 益明 田井 國男 渡部 伸二 野中 明誠
--------------	--------------	--	--	--	---

議長に就任した

三棟 義博氏 (54歳)



□住所 北方2137番地2

□職業 自営業

□略歴 町議会議員5期、議長、副議長、議会運営委員長、保健福祉常任委員長

□電話 96612063

副議長に就任した

黒河 勝氏 (69歳)



□住所 則之内乙2083番地

□職業 農業

□略歴 町議会議員3期、総務文教常任委員長

□電話 96613945

監査委員に選任された

酒井 克雄氏 (61歳)



□住所 松瀬川197番地

□職業 会社役員

□略歴 町議会議員5期、議長、副議長、総務文教常任委員長

□電話 96612603

一般議案

○川内町税条例の一部改正について
川内町税条例の一部改正について、急を要するため専決処分し、議会で承認されました。

○川内町特別土地保有税審議会条例の廃止について
川内町特別土地保有税審議会条例の廃止について、急を要するため専決処分し、議会で承認されました。

○川内町国民健康保険税条例の一部改正について
川内町国民健康保険税条例の一部改正について、急を要するため専決処分し、議会で承認されました。

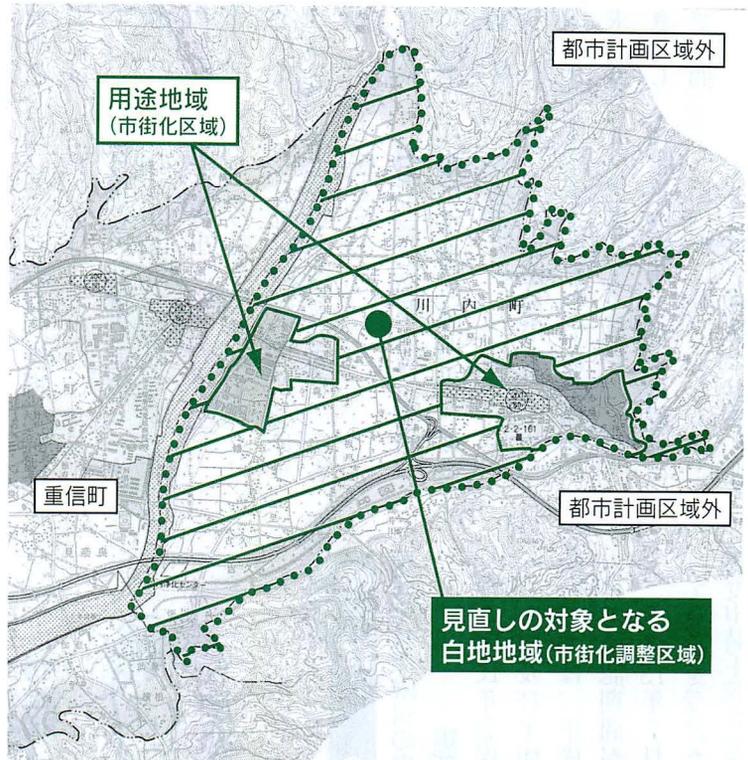
○川内町国民健康保険税条例の一部改正について
川内町国民健康保険税条例の一部改正について、急を要するため専決処分し、議会で承認されました。

白地地域の建築形態規制を見直します!!

白地地域とは、都市計画区域の内、用途地域の指定のない区域のことをいいます。(川内町では、都市計画区域内の市街化調整区域のことになります) 白地地域の建築形態規制は、全国一律で容積率400%、建ぺい率70%と緩やかなものとなっています。

この地域は一般的に低層、低密度の土地利用がなされていますが、高層・高密度の建築も可能であることから、地方都市などでは、市街地の拡散化・分散化の傾向が見られ、将来用途地域を指定する際、不均衡が生じることが懸念されています。

そこで平成13年5月18日に「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」が施行されました。この法律では、施行の日から3年以内(平成16年5月17日まで)に白地地域の容積率・建ぺい率・建築物の各部分の高さについて定めなければならないことになりました。



■見直し案とスケジュール■

建築規制は、特定行政庁である愛媛県が各地域の土地利用の状況等を考慮して、愛媛県都市計画審議会の議を経て、指定することとなります。

川内町では、県との連携をとりながら、合併相手である重信町とも調整して、平成15年度中に建築形態規制に係る川内町案を作成することになりました。

■規制値の見直し

	現行	見直し案
容積率	400%	50・80・100・ 200 ・300・400%
建ぺい率	70%	30・40・50・60・ 70 %

□は、川内町としての素案です。

■指定までのスケジュール

- 平成14年度……………見直し案素案作成、現況調査実施
- 平成15年度……………見直し案作成、県都市計画審議会の付議、建築形態規制値の決定
- 平成16年度……………施行(5月)

建築形態規制値(容積率等)は、地域において確保すべき市街地環境の水準、土地利用の動向、用途地域の指定されている隣接地域における容積率制限等との連続性を勘案して指定されますが、現在の基準より厳しくなると思われます。直接、町民の皆さんに関わることで、ご意見等がございましたら、平成15年7月末までに、川内町役場企画調整課までご連絡下さい。(郵送、Fax等の書式は問いません)

郵送 〒791-0393 川内町役場 企画調整課
Tel 089-966-2201(直通) Fax 089-966-5679

政 町 スポット ニュース



福祉課年金係

福祉

戦没者等の妻及び父母等の皆様へ特別給付金が

継続支給されます

●特別給付金の最終償還を終えた戦没者等の妻及び父母等に改めて特別給付金が支給されます。

●第十七回特別給付金「い号」国債を受けられた戦没者等の妻に、額面200万円の特別給付金が支給されます。

●第十七回特別給付金「い号」国債を受けられた戦没者等の父母に、額面100万円の特別給付金が支給されます。

請求期限は、平成18年3月31日までです。請求手続及び内容の詳細につきましては、役場福祉課までお問い合わせください。

児童手当の現況手当の

届出はお済みですか？

児童手当を受けている方は、もう「児童手当現況届」を提出しましたか？

まだの方は、役場福祉課から送付した書類に6月1日現在の状況を記載し、次の添付書類をそろえて、早急に提出してください。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

【現況届に必要な添付書類】

●年金加入証明書又は申立書

受給者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出してください。

※平成15年1月1日以降に川内町に転入した方は、以前住んでいた市区町村

の「平成15年度所得証明書」が必要です。

児童手当の届出はもうお済みですか？



年金

国民年金保険料の申請免除の更新について

現在国民年金保険料の免除（全額及び半額）を受けている方は、平成15年6月末日で承認期間が終了します。平成15年7月以降も続けて免除を受けたい方は、再度申請手続きが必要です。

税金

集合税料の納付について

6月は、町県民税、固定資産税、国民健康保険税について納税義務者ごとに課税の内容を記載した「納税通知書」と世帯単位で一年間の納付金額を月ごとに集

手続きは平成15年8月末日までに、役場福祉課まで次のものをお持ちください。
【申請免除に必要な添付書類】

- 印鑑
- 年金手帳
- 平成15年度分の所得課税証明書（平成15年1月1日以降に川内町に転入してきた方のみ）
- 離職票や雇用保険受給資格者証等（平成14年以降の失業が理由で免除申請する場合のみ）

問い合わせ先

- 福祉 福祉課 (☎966-2223)
- 年金 福祉課 (☎966-2223)
- 税金 税務課 (☎966-2224)
- 雇用相談窓口 企画調整課 (☎966-2201)
- もよおし 子育て支援センター (☎966-2080)
- 福祉館 (☎966-3306)
- 教育委員会 (☎966-4721)

新刊案内

彼女が乳がんになつて考えた

ブレンダン・ハルピン 著



ある日突然試練が訪れた。妻が乳がんを宣告されたのだ。それも第4期だという。いったいどうしたらいいのだろう…。乳がんになった妻とその夫が直面するリアルな心の揺らぎを、あふれるユーモアと涙と笑い綴るエッセイ。



町長の動静

- 5/12 議員懇談会
- 15 5月臨時町議会
- 16 川内町商工会通常総代会
- 17~18 全国植樹祭
- 20 川内町身体障害者協会総会
- 23 区長会
- 26 四国直轄砂防事業期成同盟会総会
- 27 土地開発公社理事会
産業建設常任委員協議会
- 28 保健福祉常任委員協議会
- 29 松山南交通安全協会定期総会
- 31 川内町観光協会通常総会
- 6/1 川内町さつき展表彰式
- 2 総務文教常任委員協議会
- 3 温泉施設運営整備等特別委員会
合併特別委員会
- 4 川内町合併研究会
- 5 重信町川内町合併協議会
- 10 東温消防等事務組合議会
- 13 愛媛県防衛協会定期総会

議会のうごき

- | | |
|------------------------|-------------|
| 5/12 議員懇談会 | 全議員 |
| 15 5月臨時町議会 | 全議員 |
| 16 川内町商工会通常総代会 | 議長 |
| 19 川内町老人クラブ連合会総会 | 議長 |
| 温泉郡議長会 | 議長 |
| 20 愛媛県町村議会議長会理事会 | 議長 |
| 川内町身体障害者協会総会 | 副議長・保健福祉委員長 |
| 26 四国直轄砂防事業期成同盟会総会 | 議長 |
| 27 土地開発公社理事会 | 理事 |
| 産業建設常任委員協議会 | 議長・常任委員 |
| 28 保健福祉常任委員協議会 | 議長・常任委員 |
| 29~30 全国町村議会議長会研修会 | 議長 |
| 31 川内町観光協会通常総会 | 議長 |
| 6/1 川内町さつき展表彰式 | 議長 |
| 2 総務文教常任委員協議会 | 議長・常任委員 |
| 愛媛県町村議会議長会臨時総会 | 議長 |
| 3 温泉施設運営整備等特別委員会 | 議長・特別委員 |
| 合併特別委員会 | 議長・特別委員 |
| 4 川内町合併研究会 | 委員 |
| 5~6 四国土砂防災ネットワーク議員連盟総会 | 議長 |
| 5 重信町川内町合併協議会 | 議長 |
| 愛媛県町村議会議長会理事会 | 議長 |
| 10 東温消防等事務組合議会 | 組合議員 |
| 11 給食センター運営委員会 | 総務文教委員長 |
| 13 社会教育委員会 | 総務文教委員長 |

計した「集合税(料)納付通知書」を送付しますので、各自の納付方法により、期日までに納付してください。

集合税の納付は口座振替がたいへん便利です。各納税義務者が銀行印を持参の上、希望する金融機関窓口へ「口座振替依頼書」を提出しますと、提出月の翌月分から振替できますので是非ご利用ください。

なお、町税等の取扱金融機関とは、次の指定金融機関および指定代理金融機関とこれらの本店・支店となっております。

●指定金融機関
伊予銀行川内支店

●指定代理金融機関



愛媛銀行川内支店
愛媛信用金庫川内支店
松山市農協川上支所
えひめ中央農協三内支所

詳しくは、役場税務課までお問い合わせください。

当日、図書室はおやすみします。
※現在「いよじ号」を借りている方は7月3日までに必ずご返却ください。

町内企業の求人情報を提供するため

「雇用相談窓口」を設置します。

最近の長引く不況で雇用情勢は大変きびしい状況となっており離職者も増加しています。このようなことから町内の方を対象に雇用対策の一環として役場内に「雇用相談窓口」を設置します。

相談の受付は、7月1日から始まりますので、お気軽にご相談ください。

○相談の受付は、平日(月~金)の

午前9時~午後4時30分

役場第1別館2階

○相談窓口(求人情報の提供)は、

役場企画調整課(電話966612201)
川内町商工会(電話96613344)

※なお、職業紹介は実施いたしておりません。



お気軽に
どうぞ



手紙
東野圭吾 著

兄は強盗殺人で服役中。そのとき弟は…。断ち切られた兄弟の絆。希望なき世界を彷徨う人生。いつか罪は償われ、傷は癒されていくのだろうか。『毎日新聞』日曜版連載、待望の単行本化。



たんぼぼ
飯島千恵子 著

10年余りにわたる闘いで、夫の過労自殺を労災と認定させた、長野県における労災申請、裁判闘争の記録。母子3人の家族がたどった軌跡と、それを支えた人々の織りなす感動のドラマ。



こんな夜更けに
バナナかよ
渡辺一史 著

人工呼吸器を着けながらも事由を貰った重度身体障害者と、生きる手応えを求めて介助に通う主婦や学生ボランティア。02年8月死亡した筋ジス患者・鹿野氏と24時間体制で自立生活を支えたボランティア達の心の葛藤を描く。

○ 子育て支援センターから ○

子育て広場

日時 7月5日(土)
午前9時30分～11時
(受付 9時～9時30分)

場所 川内保育園
内容 ・講話・実技「救命救急法について」
・指導者 東温消防署員
・シャボン玉、砂、プール遊び
持参品 ・タオル、水着、ゴムぞうり、水筒、
着替え、帽子など

※お母さん方も水遊びのできる服装でお願いします。

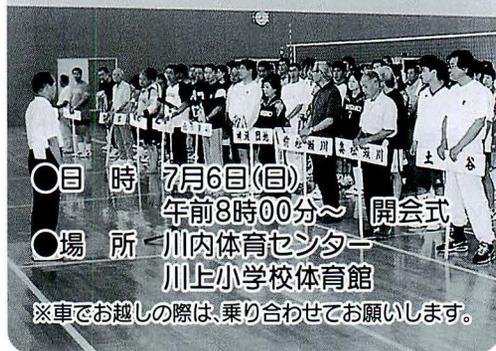
あおぞら広場 (今年度から週2回の開催になります)

保育園の園庭を開放しています。
園児と一緒に親子で砂場や固定遊具、おもちゃなどで遊びませんか？
遊びの後は紙芝居や絵本の読み聞かせ、手遊び、井戸端会議なども行っています。
毎週金曜日 時間 午前9時～11時
場所 川内保育園 園庭
(雨天時は健康センターの「ことばの教室」で行います。)
毎週火曜日 時間 午前9時～11時
場所 福祉館

育児相談

子育ての悩みや不安なことなどの相談をお受けいたします。お気軽にお電話ください。Tel 966-2080

公民館交流バレーボール大会



○日時 7月6日(日)
午前8時00分～ 開会式
○場所 川内体育センター
川上小学校体育館
※車でお越しの際は、乗り合わせてお願いします。

7月のもよおし

7月13日(日)は、 町内一斉美化清掃です



みんなの町をみんなできれいにしましょう!

第47回 愛媛夏季大学



○日時 7月19日(土)
午後7時20分(開場)午後8時(開演)
○場所 中央公民館大ホール
○講師 正司 花江
○演題 「生きる限り、大きな花を咲かせたい」
○受講料 400円
○問い合わせ先 教育委員会(Tel 966-4721)

○ 福祉館から ○

7月の福祉館行事予定

福祉館では下記事業や講座を定期的に行っております。各種相談事業日には愛媛県人権対策協議会の各種相談員連絡協議会より相談員が来館して皆様からの相談をお受けいたします。お気軽にお越しください。

詳しくは福祉館までお問い合わせ下さい。(966-3306)

日	行事名	開催時間
8日(火)	健康体操	午後7時30分～
10日(木)	交流学習会(カラオケ教室)	午後7時30分～
14日(月)	行政相談	午後1時～4時
22日(火)	健康体操	午後7時30分～
23日(水)	各種相談事業	午後1時～3時
31日(木)	人権問題懇談会	午後7時30分～

※予定であり、変更になる場合があります。



決意

田崎 仁巳 著

目に見える障害(ポリオ)と目に見えない障害(人工透析)を併せ持ったダブル障害という場に置かれ、それをバネに、いかに強く生きていくかを情熱豊かに生きていくかを情熱豊かに綴ったメッセージ。



ブルー・クリール

デデヤン 著

かつて恋人同士だった「彼」と「彼女」。お互い忘れられずに再会したが、彼は車椅子に乗っていた。春の終わり、ふたりは海辺の家へ行く。ふたりの「これから」を探すために…。



白い残照

永本 景史郎 著

屍のような人土を送る父が、ある日突然姿を消した。隠されたパスポートがすべての謎の扉を開く。運命の中で償うとは、愛するとはを問う社会派サスペンス。



第27回さつき展



5月30日から6月1日にかけて第27回さつき展が中央公民館大ホールで開催されました。会場には愛好家が丹精こめて育てたさつきが集められ、訪れた人は見事な作品を熱心に見入っていました。最終日には、さつきのチャリティー即売会や整枝の講習会なども行われ、多くの人がさつきをとおして親交を深めた3日間となりました。



第27回 さつき展入賞者

町長賞	高須賀定輝	金賞	近藤 信郎
文化協会会長賞	八木 清見	銀賞	小倉 文男
議長賞	戒能 毅	銅賞	白石 徳男
教育長賞	満田 房一	努力賞	渡部 元衛
商工会会長賞	八木 秀之	管理賞	森田 勝
会長賞	八木 英雄	苦労したで賞	菅野 忠俊
アイデア賞	菅 一正	来年も頑張りま賞	高木 守



防災パトロール

6月は土砂災害防止月間です。今年も恒例の防災パトロールが6月6日に行われました。愛媛県職員、町職員、消防署員、消防団員、警察署員ら水防関係者13名は、役場会議室でパトロールの打ち合わせをしてから、町内のがけや河川など災害が起こる危険のあるところ7箇所をパトロールし、災害の防止と被害の軽減に努めることを確認しました。



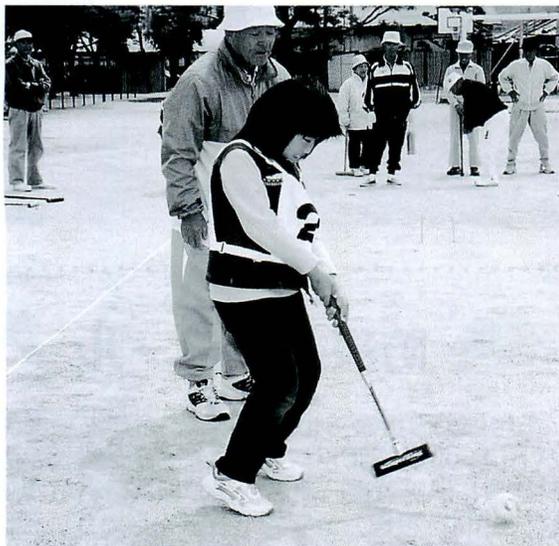


第8回レクリエーションスポーツ大会



6月8日、第8回川内町レクリエーションスポーツ大会が川上小学校グラウンドで子どもから大人まで大勢の参加者を集めて開催されました。今年の大会の競技はペタンク、みんな丸い鉄の玉の投げあいに夢中になって挑戦しました。

初心者ゲートボール教室



5月17、24日と町内を回って初心者ゲートボール教室が開かれました。ボランティアによる講師の熱心な指導を受けながら、参加者たちは初めて体験するゲートボールを楽しみました。



町内地区巡回軽スポーツ普及



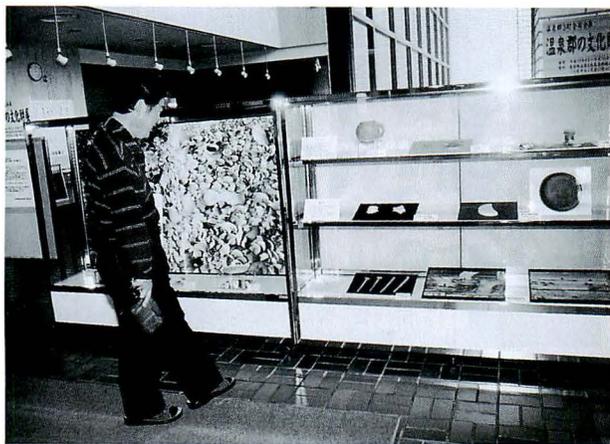
軽スポーツでや簡単ストレッチ体操で健康づくりに取組んでもらおうと町内7箇所を巡回する町内軽スポーツ普及が5月22日から行われ、各公民館で多くの参加者を集めました。



みんなで続ける簡単筋トレ 健康のための講演会



5月9日、中央公民館で健康のための講演会が開かれました。講師には筑波大学の久野先生が招かれ、会場も一体となって寝たきりを予防する体づくりの秘訣について勉強しました。



市町村合併を前に温泉郡の3町が集まり各地域の文化財を紹介する企画展が9月末まで重信町立歴史民俗資料館で開催され、会場には多くの方が来館しています。これにあわせて中央公民館ロビーでも温泉郡の文化財展が行われています。

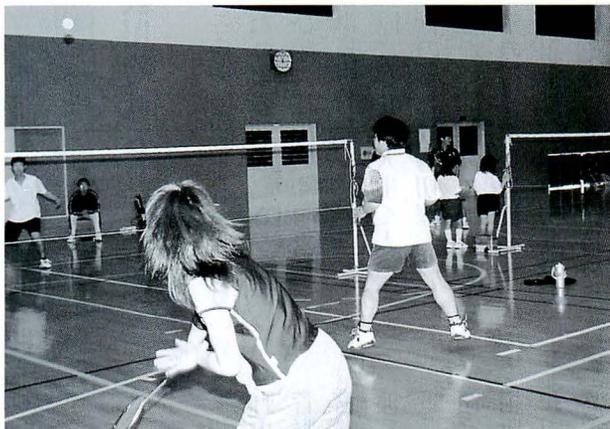
温泉郡の文化財展



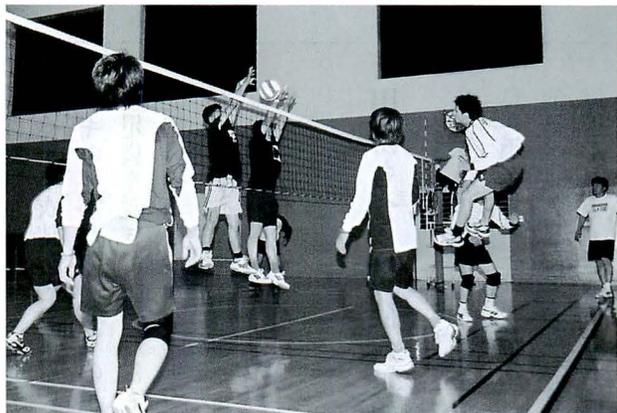
川内町

第24回会長杯バレーボール大会

第15回バドミントン大会



5月18日、川内体育センターで第15回川内町バドミントン大会が開催されました。大会は町内外から174名もの参加を集め、熱戦を繰り広げました。



6月15日、第24回会長杯バレーボール大会が川内体育センターで行われました。結果は次のとおりです。

男子の部

優勝 ビリーズ
準優勝 町東部混成
第3位 オールスターズ

女子の部

優勝 川内クラブA
準優勝 川内クラブB
第3位 ブルーエンジェル

みんなの ひろば

「みんなのひろば」に耳寄りな情報をお寄せください。満1歳おめでとうのコーナーでは、8月生まれの満1歳児を募集します。7月7日までに役場総務課広報係(☎966-2222 E-mail:soum@town.kawauchi.ehime.jp)まで写真とコメントをお寄せください。



伊予地区剣道錬成大会

小学生低学年の部(個人戦)

優勝:岡田 健吾(川内剣道会)小学4年生

第3位:白石 智大(川内剣道会)小学4年生

中学生女子の部(個人戦)

第3位:小野 萌子(川内剣道会)中学3年生



第30回久谷剣道錬成大会

小学生高学年の部(団体戦) 準優勝:川内剣道会

第46回愛媛県空手道選手権大会

5月11日、全国大会の予選となる第46回愛媛県空手道選手権大会が新居浜市で行われました。



優勝:近藤 辰栄(川上小4年)個人・型・組手

渡部 耕士(川内中1年)個人・組手

渡部 一秀(横灘団地)団体・型

準優勝:合田 崇(川上小6年)個人・型

渡部 耕士 個人・型

江戸 暢(川内中1年)個人・組手

渡部 一秀 個人・型

第3位:渡部哲典、耕士、洋士(川上小2年)

ファミリー団体型

文芸

表川吟社五月例会報

戒能 多喜 報

マニキュアの指よりこぼる夏の砂

うねり来る波の高さや磯遊び

舫ひ船入江にいくつ夏燕

砂浜にぬりかへられしポートかな

緑陰に瞑想の人歩く人

吟行の旨い昼膳初鯉

音もなく進むカヌーに風薫る

展望の海につり舟風涼し

潮風館より一望の初夏の海

夏旅やさぬき百景霽込めに

話題尽きぬ幼なじみや柏餅

夏足袋を脱ぎて寛ぐ足湯かな

嫁ぐ子の衣装合せや単足袋

祝ぎの宴別れの宴や夏の足袋

夏足袋を脱ぎて厨の灯にもどる

夏足袋の幸せつかむ一歩かな

休憩の畦に届くや柏餅

夏足袋や女ばかりの昼の句座

菅野 美岬

田中 笹子

樋口 史子

渡部てるみ

宇和川春鳥

仙波 淑子

青野 八重

高須賀多美

和田 準

相原 初子

近藤 市女

領家 世津

高須賀多美

相原 初子

和田 準

高須賀多美

川柳もづく吟社六月例会報

喜撰亭 選

キッチンに立って泣かない妻になり

良い雨を葉裏で待つてカタツムリ

流行へ猫の目ほどの変わりよう

母さんがそっと泣いてた台所

藤原 玲子

松岡 義国

高岡 紫温

大島 実

川内郵便局に アルミ缶回収ポスト を設置しました!

川内中学校では、アルミ缶回収運動を行っています。集まったアルミ缶は換金して、貯まったお金で車椅子を購入し、町内の老人ホームや福祉施設へ寄付する予定です。1個からでも結構です。ご協力をお願いします。



婦人会から

田植えを終え、ホッとしておいでと思います。お疲れ様でした。すっかり夏になり、野菜や花の生育が目立ちます。発酵の容易なこの頃、支部や地区でのボカシ作りやお米の発酵液作りはいかがでしょう。いつでもご連絡ください。

○町内一斉美化清掃

日時 7月13日(日)

子供さんにも呼びかけて町内美化をいたしましょう。

○中予地区婦人教育研修会

日時 7月7日(月) 8:30~

中央公民館出発

場所 伊予市市民会館

内容 実践発表

①青少年健全育成

②社会環境問題

○桜学級

日時 7月10日(木) 19:20~

場所 中央公民館 第一会議室

内容 「人権・同和教育」女性問題

講師 塩崎 千枝子先生

○7月ボカシ作り

日時 7月27日(日) 19:30~

場所 中央公民館大ホール

米のとぎ汁をお持ちください。

なつかしの 写真



集中豪雨

昭和54年、6月26日夜半から降り続いた梅雨前線に伴う集中豪雨は、3日連続降り続き、降り始めてから400ミリを超えました。この雨量は、年間の3分の1に相当するもので、河川や道路などの被害総額は、1億7千万円を超える大被害をもたらしました。

写真は宝泉川の水防活動の様子ですが、被害の生々しい状況をとらえています。この年は、前日まで空梅雨で、田植えも危ぶまれていたあとの集中豪雨となったようです。

『災害は忘れた頃にやってくる...』平成11年の台風16号と同様に災害の記憶は風化させることのないようにしたいものです。

なつかしの写真を募集します。
役場総務課広報係までご一報を!

八月旬会 ご案内

○宿場日

場所 中央公民館

時間 八月二日(土) 午後七時より

○お気軽にお越し下さい。

星空 鈴 素人(しろうと)

あじさいが生き生き雨に顔をあげ
愛想いい店番が居てよくはやり
花活けて一寸華やぐ台所
新聞に注釈欲しい流行語
夕立で相合傘となる出逢い
雨宿り電話ボックス一寸借り

平岡 深舟
岡本 武士
篠森美登里
野中 友親
佐々木胡舟
高瀬喜撰亭



INFORMATION

募 集

愛媛県女性海外派遣事業 参加者募集

愛媛県内で活躍する女性を海外に派遣し、女性問題や団体活動等に関する視察及び研修を行います。また、派遣国での様々な交流により、国際人としての広い視野と実践力を身に付けた女性を養成することで、本県における女性の地域活動・団体活動の一層の発展を図ります。

男女共同参画社会の実現を促進する愛媛県海外派遣事業の参加者を募集します。

- 派遣先
ノルウェー・オランダ
- 派遣期間
10月1日(水)～10日(金)
- 募集人員 8名
- 経 費
496,000円(内2分の1相当額を補助)

●応募資格

次の条件をすべて満たす女性であること。

- 愛媛県内に居住する者で、平成15年4月1日現在、満20歳以上60歳未満の者。
- 心身ともに健康で協調性に富み、事前研修から事後研修までの計画に従い、規律ある団体行動に耐えられる者。
- 現在、地域団体・グループ等において、女性問題に関する活動を積極的に行っており、研修終了後その成果を生かし将来にわたり男女共同参画社会づくりを推進するための活発な活動が期待できる者。ただし、次のいずれかに該当する者は、応募することはできない。
- 過去10年のうち国、地方公共団体等の公的経費によって海外研修に参加した経験がある者。
- 現に大学、短期大学に在学中の者。(夜間、通信制

課程に在学している者を除く。)

- 現に地方議会の議員及び公務員の職にある者(非常勤職員は除く。)
- 申し込み期限
7月15日(火)
- 問い合わせ先
必要書類、応募方法等詳細については役場福祉課福祉係(TEL966・2223)まで



平成15年度 就学義務猶予免除者の 中学校卒業程度認定試験

病気やその他やむを得な

い事由により中学校を卒業することができなかった者、

年度末までに16歳以上になる者及び日本国籍を有しない者で、平成16年3月31日までに満15歳以上になる者に対して、中学校卒業程度認定試験が次の通り実施されますのでお知らせします。

- 試験日
11月4日(火)
- 試験会場 愛媛県庁
- 願書受付期間
8月1日(金)～9月1日(月)
- 問い合わせ先
愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課
TEL941・1212

もよおし

第8回水シンポジウム in えひめ

水が自然や人に与える様々な恩恵や河川を中心とした様々な問題について考え、水と人との好ましい関係を全国に発信します。

- 日 時
7月23日(水)
10時～17時(基調講演・分科会) 入場無料
18時～19時30分(交流会)

相 談

精神障害者家族相談

精神障害者や家族の中には、誤解や偏見から他人に相談することもできず、悩み・不安を抱えながら地域の中で孤立している人もいます。松山中央保健所では同



- 有料・参加希望者のみ
7月24日(木)
9時～16時(現地見学会)
有料・参加希望者のみ
- 場 所
基調講演・分科会
愛媛県県民文化会館
- 現地見学会
県内の河川、水とかわりのある施設など
- 問い合わせ先
愛媛県土木部河川港湾局河川課「第8回水シンポジウムinえひめ」実行委員会事務局
TEL912・2670(直通)

じ悩みを持った経験豊富な
家族相談員が、悩んでおら
れる患者や家族への訪問相
談や窓口相談に応じていま
す。相談は、予約制でプラ
イバシー等秘密は絶対守り
ます。

●日時

平成15年7月18日(金)
9月12日(金)
11月7日(金)

平成16年1月9日(金)
11月7日(金)

●問い合わせ先

松山市中央保健所

健康増進課

精神保健福祉係 担当

村上 (TEL 941-1111)

内線260

●子どもの人権問題に関する

12時間電話相談

●相談内容

いじめ・体罰・虐待等子
どもの人権問題に関する
あらゆる相談

(無料・秘密厳守)

●日時

7月24日(木) 9時～21時

●電話番号

フリーダイヤル

0120・025・550

●相談担当者

人権擁護委員 弁護士資
格のある人権擁護委員、

●主催

法務局職員
松山地方法務局
愛媛県人権擁護委員連合会



いじめ・なやみ等の
教育相談

●日時

毎週月・火・水・金曜日
8時30分～17時

●場所

川内町中央公民館 2階

●内容

いじめ・不登校・学業不
振等の教育上の悩みにつ
いて本人または保護者・
関係者からの相談

●相談員

教職経験豊かな男女の教
育相談員が相談に応じま
す。(無料・秘密厳守)

人権相談所

●日時

身体障害者療護施設三恵ホームからの
お願いです。



三恵ホームで生活されている利用者が一人で買い物や散策をするようになりました。利用者からお手伝いの要請がありましたらご協力をお願いします。

●場所

7月2日(水) 13時～16時
川内町中央公民館

●相談内容

差別、家庭内の問題、近
隣の紛争、借地・借家、
児童・生徒のいじめ・体
罰、交通事故など

●相談担当者

法務局職員、人権擁護委員



今年のサマージャンボは、
億万長者が210人!!

1等：2億円×42本
2等：1億円×168本

発売期間は
7月14日(月)から8月1日(金)まで

7月ごみの収集日

●もえるごみ

清掃センター ☎966-4989

収集曜日	収集地域	収集変更日又は収集休止日
月・木	東谷・西谷・土谷 滑川・奥松瀬川	7月21日(月)は 7月22日(火)に変更
火・金	北方東・北方西 南方東・南方西	変更なし
水・土	町西・町東 横瀬団地・前松瀬川	変更なし

●もえないごみ・粗大ごみ

収集地域	ペットボトル・ トイレットペーパー プラスチック類	廃チ ラフ ス類	ガラス・空ビン類 及び蛍光灯類	粗大ごみ	空 乾 き 電 池 類
東谷・西谷・土谷 滑川・奥松瀬川	7/3(木)	7/14(月)	7/10(木)	7/14(月)	7/24(木)
北方東・北方西 南方東・南方西	7/4(金)	7/15(火)	7/11(金)	7/15(火)	7/25(金)
町西・町東 横瀬団地・前松瀬川	7/2(水)	7/16(水)	7/9(水)	7/16(水)	7/23(水)

7月の当番医 (診療時間 午前9時～午後5時)

日	当番医	住所	電話
6日(日曜日)	宮内病院	松山市北梅本町	975-0091
13日(日曜日)	藤本内科クリニック	重信町横河原	960-5500
20日(日曜日)	北上靖博整形外科	松山市平井町	975-3753
21日(海の日)	藤石病院	重信町志津川	964-1234
27日(日曜日)	さと耳鼻咽喉科クリニック	重信町志津川	990-1133

7

月健康情報

健康センター TEL 966-2191

健康講座

いざい健康講座

「生活習慣病と動脈硬化」

日時 8月1日(金) 午後1時30分～3時

場所 健康センター

講師 国立療養所愛媛病院循環器科 大谷 敬之先生

所有者の判明しない犬・拾得した猫 飼えなくなった犬・猫の引き取り

日時 第1月曜日 午前8時30分～9時

受付 健康センター

持参品 印鑑、登録をしている犬は、鑑札、狂犬病予防注射済票

健診日程の訂正について

先月号に掲載した「基本・女性・肺がん・結核・前立腺がん健診日程表」の中で、実施日に訂正があります。該当地区の方はご注意ください。

なお、申込みされた方には、受診票に訂正後の実施日を印刷しております。

地区	訂正後	訂正前
南方東	7月8日(火)	7月10日
奥松瀬川	7月10日(木)	7月8日

献血

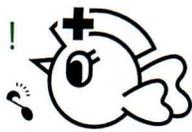
日時 7月24日(木) 受付 午前9時30分～午後4時

場所 松下寿電子工業(株)

愛の献血助け合い運動(7月1日から8月31日まで)

すべての血液製剤を国内の献血で自給するために、献血にご協力ください。

いこうよ 献血!



献血シンボルマーク
あいピー

次の方は当日、薬の服用をしても献血できません	
①ビタミン薬(ビタミン薬による貧血治療中を除く)	⑩ヒスタミン薬
②ミネラル剤(鉄剤による貧血治療中を除く)	⑪高脂血症治療薬
③漢方薬(服薬目的に注意)	⑫リコンビナント成長ホルモン
④胃腸薬(感染性下痢症状がある場合は除く)	⑬局所投与の薬物
⑤予防薬としての抗潰瘍薬(消化管潰瘍がある場合を除く)	⑭緩下剤
⑥低用量ピル(緊急ピルを除く)	
⑦少量の女性ホルモン等(更年期生涯や月経困難症等の補充治療)	
⑧降圧薬(心・腎・血管系の合併症がなく、高血圧症の治療薬として単剤で使用し、血圧がほぼ正常域にコントロールされていること)	

※なお詳しくは、下記までお問い合わせください。
愛媛県赤十字血液センター Tel 089-973-0700
愛媛県保健福祉部薬務衛生課 Tel 089-941-2111



がん検診

健康百科

我が国では高血圧の人が3,000万人以上(成人の40%)といわれています。

高血圧には、何の自覚もないままに血管が傷ついて破れたり、詰まったりして、命に関わる重大な病気(脳卒中や心筋梗塞、心不全など)を引き起こす恐怖があります。そこで、高血圧には、血圧が上がりやすい遺伝的な体質と食事や運動等の生活習慣が関係していますので、高血圧の治療として血圧を下げるだけでなく、生活習慣を改善して血圧に関係する項目を修正し、脳や心臓、腎臓などの合併症を防ぐことが大切になってきます。生活習慣病を改善するには、以下のことに注意してください。

①食生活の改善

(ア)食塩制限

1日7g(調味料として1日4g)

(イ)食べ過ぎに注意

標準体重(身長(m)×身長(m)×22)の20%以上とならないこと

(ウ)アルコールの飲み過ぎに注意

1日の日本酒 男性1合 女性0.5合

1日のビール 男性1本 女性0.5本

②運動対策

会話しながら実行できる程度(運動中の1分の脈拍数が110拍前後)の運動で1日30～45分、週に3日以上

③禁煙

節煙ではありません。

また、自分で毎日血圧を測定することによって、常に血圧を正常範囲内(最高血圧140mmHg以下、最低血圧90mmHg以下)にしておくことが大切です。また脈拍も記録してください。なお、市販の自動血圧計のうち上腕用だけをお奨めします。

さて、薬を服用している人は、指示された時間に指示された用量を忘れないで、ずっと続けて服用することが大切です。勝手に薬の量を減らしたり、薬を中止したりすることのないようお願いいたします。



循環器科内科医師
辻井 武廣

町のうごき

(6月1日現在)

人口	11,351人	(-11人)
男	5,418人	(-9人)
女	5,933人	(-2人)
世帯数	4,051戸	(-8戸)

人のうごき

(5月受付分・敬称略)

◇お誕生おめでとうございます

住所	保護者	生年月日	名前
保免	村尾 和俊	4.25	百歌
道向	渡部 俊之	5.2	陸
小坂	畑山 健	5.3	蒼空
東中村	桑原 修治	5.5	晴夏
西之側	高尾 盛勝	5.7	宗佑
茶堂	松本 正明	5.8	裕也
下海上	大野 将司	5.10	妃里
和田丸	和田 忠志	5.13	芽久
茶堂	吉田 謙治	5.15	直人
吉久	大下夏津恵	5.17	凛花
川内マンション	山口 将	5.17	輝
市場	三浦 拓	5.19	ほのか
北八幡	豊岡 康弘	5.19	杏菜
則之内	後藤 雅彦	5.22	海斗

◆ごめい福をお祈りいたします

住所	氏名	年齢	死亡月日	世帯主
高木	山本 兼義	79	4.20	山本 兼義
市場	渡部サダヨ	94	4.30	渡部サダヨ
市原	小倉フユ子	89	5.1	小倉成郎
森	浅井千鶴子	73	5.2	浅井ひとみ
宝泉	花山スミエ	92	5.3	花山晋三
森	洲之内 晋	78	5.3	洲之内 晋
上古市	佐伯 哲雄	64	5.9	佐伯 哲雄
ガリラヤ荘	山先シヅ子	82	5.17	山先シヅ子
下沖	高須賀フジエ	88	5.19	高須賀数馬
横団1	菅野 保	81	5.20	菅野 保
下沖	越智 公年	71	5.22	越智 公年
横団2	鹿田 明	70	5.23	鹿田 明
竹之鼻	高須賀豊明	85	5.24	高須賀豊明
八幡	渡部 福三	95	5.28	渡部 泰
井内下	大窪 國稔	81	5.28	大窪 篤紀

松山南署から

(6月10日現在・交通事故状況)

	本年	昨年比
発 生	715	+59
死 者	9	+5
傷 者	851	+30

訂正とお詫び

6月号の「人のうごき」の欄で誤りがありました。「ごめい福をお祈りいたします」の八木トメ子さん(保免)の世帯主は八木隆義さんでした。ここに謹んでお詫びいたします。

表紙の写真

梅雨入り前の快晴のもとで東谷小学校のプール開きが行われました。準備体操をしてシャワーを浴び、いよいよプールに入ろうとする直前をとらえた一枚の写真です。今年初めてのプールにどきどき...そわそわ...子ども達の背中がみごとにあらわしています。



編集後記

今月はボランティアの特集を組んでみました。取材して感じたことは、皆さん本当にいい笑顔をしているということ。そしてボランティアをしている人も誰かから元気や勇気もらっているということ。取材をして自分も元気や勇気もらいました。

健康センターから

● 乳幼児健診 ●

● 1歳6か月児健康診査

日 時 7月22日(火) 受付 午後1時~2時
場 所 健康センター 2階
対象児 平成13年11月・12月・平成14年1月生まれの幼児
(1歳6か月~1歳8か月児)
内 容 身体計測、問診、貧血検査、小児科診察、歯科診察
健康相談(栄養・歯科)

● もぐもぐ教室

日 時 7月29日(火) 受付 午前9時30分~12時
場 所 健康センター 2階
対象児 平成15年2月・3月・4月生まれの乳児とその保護者
内 容 栄養士の「話離乳食の進め方」自己紹介・座談会
調理実習及び試食、身体計測、個別相談
持参品 母子健康手帳、エプロンなど

● 乳幼児相談

身体計測、育児相談、栄養相談等を行っています。お気軽にご利用ください。

日 時 毎週水曜日 受付 午前9時~12時
場 所 健康センター 1階
内 容 身体計測、個別相談
持参品 母子健康手帳

● 健康相談 ●

● 健康相談・栄養相談

血圧測定、尿検査を行っています。健康に関することはお気軽にご相談ください。

日 時 毎週水曜日 午前9時~12時
場 所 健康センター 1階 運動指導室

● こころの健康相談

精神的に不安定な方、痴呆等の相談をお受けしています。
日 時 7月11日(金) 午後1時30分~3時30分
場 所 健康センター及び家庭訪問
(注)予約制です。事前に保健師までご連絡ください。

● 滑川健康相談

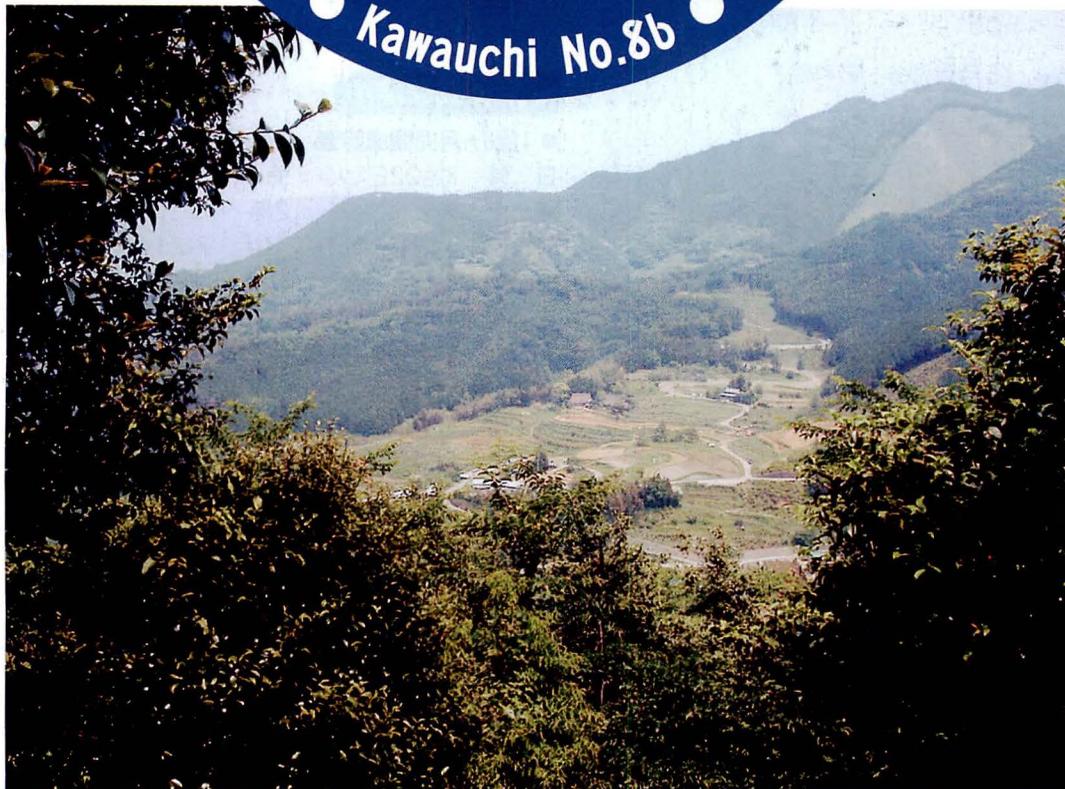
日 時 7月29日(火)
場 所 海上集会所 (午前11時~12時)
九騎 (午後1時~2時)
生活改善センター(午後2時30分~3時30分)

● 予防接種 ●

	日 時	対象児と注意事項
日本脳炎	7月18日(金) 午後2時~3時	6か月~7歳6か月の者。 ※標準的には、3歳で2回、4歳で1回の計3回受ける必要があります。
三種混合	7月24日(木) 午後2時~3時	3か月~7歳6か月の者。 ※百日咳にかかったことのある方は二種混合(破傷風、ジフテリア)を受付で申し出て下さい。

場 所 健康センター 2階
持参品 母子健康手帳、予防接種手帳、体温計

井内の小手ヶ滝城跡



◀ 小手ヶ滝城跡から則之内の大熊城跡を望む

今回のふるさと探検隊は5月号の名越城に引き続き、中世の城である井内の小手ヶ滝城跡を探検しました。

小手ヶ滝城は、井内中野の東にある標高520mの戒能通運の居城でした。通運は久万の城主・大野利直と戦いましたが、用水を絶たれて則之内の大熊城へ逃れたといわれています。中野地区の田の畦畔には今でも多くの無縁塚がありますが、これは、この時の戦の激しさを物語っています。やがて、この城跡の小高い山は竹が密生して竹林となり、地元では「城藪」として親しまれていましたが、平成9年からは、地元のまちづくりグループが桜の名所にしようと桜の植樹を行っています。

樹齢200年はあろうかと思われる櫟の巨木のある山道に入っていくと二の郭には、前善神社の社と台石が並んでおり、防衛用の堀切跡の水路、城首といわれている最後の堀切をすぎ、山頂への最後の急な坂を登りつめると、一の郭へと辿り着きました。頂上の一の郭は平坦で、桜の若木や山椿がいきおいよく育っており、鉄砲隊のための土塁跡、三の郭にある井戸跡など当時の城の様子がしのばれました。



◀ 井内北間より見た小手ヶ滝城跡



◀ 町制施行40周年を記念して行われた桜の植樹